

静岡市あさはた緑地交流広場条例の制定について

静岡市あさはた緑地交流広場条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市あさはた緑地交流広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図ることを目的としたあさはた緑地の公園施設としての次の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

名称	位置
静岡市あさはた緑地交流広場	静岡市葵区赤松2番地の1

(交流広場の構成)

第2条 静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）は、次の施設をもって構成する。

- (1) センターハウス
- (2) 体験農園
- (3) 炊事棟
- (4) 多目的広場
- (5) ふれあいの水辺
- (6) 前各号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 交流広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、及び学ぶ場の提供に関すること。
- (2) 地域の歴史及び文化並びに遊水地における治水対策の理解を深めるための講座、教室等の企画・運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開場時間)

第4条 交流広場の開場時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、交流広場の施設のうちセンターハウス及び炊事棟の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による指定を受けて交流広場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開場時間を変更することができる。

(休場日)

第5条 交流広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流広場への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 交流広場の施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 気象の状況、交流広場の施設の管理その他の理由により必要があると認めるとき。

(行為の制限)

第7条 交流広場において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために交流広場の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の交流広場の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、交流広場の設置の目的を効果的に達することに資する場合に限り、同項又は前項

の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、交流広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の許可)

第8条 交流広場の施設のうち別表第1に掲げる施設（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 利用許可施設又はその設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第10条 第7条第1項及び第2項の規定による許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、第8条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用する場合で特別の理由があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第13条 利用者は、利用許可施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第14条 利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用許可施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 交流広場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 交流広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第20条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するも

のとする。

- (1) 事業計画が交流広場の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が交流広場の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第7条第1項及び第2項の許可に関すること。
- (3) 利用許可施設の利用の許可に関すること。
- (4) 交流広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(管理上必要な事項)

第24条 この条例に定めるもののほか、交流広場の施設の管理に関し必要な事項は、静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の定めるところによる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第19条から第21条まで及び第25条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条、第10条関係）

- 1 センターハウス

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
会議室1室につき	960円	1,280円	2,240円

2 体験農園

単位	使用料
1平方メートル1年につき	740円

3 炊事棟

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
全面利用	450円	600円	1,050円
3分の2利用	300円	400円	700円
3分の1利用	150円	200円	350円

備考

- 第4条第2項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係るセンターハウス及び炊事棟の使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につきこの表の午前の区分における使用料の3分の1に相当する額とする。
- 第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合のセンターハウス及び炊事棟の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第2（第10条関係）

区分		単位	使用料
第7条第1項第1号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
第7条第1項第2号	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円

号に規定する行為	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
第7条第1項第3号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	44円
号に規定する行為	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円
第7条第1項第4号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	33円
号に規定する行為	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円